

公的資金補償金免除繰上償還に係る  
佐伯市公共下水道事業経営健全化計画  
(公共下水道事業会計～延長計画)

(平成22年度～平成26年度)

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：佐伯市公共下水道事業会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和52年2月1日	地方公営企業法の適用・非適用	√適用 非適用
団体名	佐伯市	職員数 (H22. 4. 1現在)	8人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	367円（20年度）	財政力指数	0.329（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	該当なし（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	-（年度）
経常収支比率（％）	94.7％（20年度）	実質公債費比率（％）	14.1％（21年度）
		将来負担比率（％）	105.3％（20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 √ 該当なし
公共下水道事業は旧佐伯市のみの事業のため合併による経営統合はありません。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る佐伯市公共下水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
計 画 策 定 責 任 者	佐伯市長 西嶋泰義
既存計画との関係	第2期佐伯市行財政改革推進プラン（平成22年度～26年度）
公表の方法等	議会に説明後、市のホームページで公開予定
基 本 方 針	水洗化率及び普及率の向上とともに経費削減に努めることにより安定した事業運営を目指し、さらには住民サービスの向上を図る。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	270,401.1	277,974.5	445,824.0	994,199.5
	補償金免除額	42,424.3	41,273.1	83,487.4	167,184.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業	270,401.1	277,974.5	445,824.0	994,199.5
合 計 (A)		270,401.1	277,974.5	445,824.0	994,199.5
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		270,401.1	277,974.5	445,824.0	994,199.5

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>本事業は昭和51年度に建設事業を開始し、現在も継続中の事業である。財務については、昭和62年度の供用開始と同時に企業会計を導入しているが、供用開始から数年間にわたって資本費平準化債の借入を行って資金調達しているため、その当時の損失が現在も累積欠損金として残っている。</p> <p>平成21年度決算における使用料単価は145円（税込152円）（類団平均146円）、汚水処理原価は147円（同242円）で、使用料回収率は98.4%（同60.4%）となり、類似団体と比較して、費用面の効率化はある程度進んでいる。使用料については、本市の他の下水道事業との均衡を図りながら、今後の適正化を図る必要がある。</p>																
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;">定員管理の適正化及び総人件費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">定員管理及び人件費のあり方については、市全体の課題であり、下水道事業単体としての取り組みには限度があるが、事業に伴う人員の適正配置につとめ、総人件費の抑制を図っていく。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;">水洗化率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">平成21年度決算時点での水洗化率は80.7%で、類団平均83.0%に若干及ばない。個別訪問を行う等普及促進に取り組んでいるが、高齢化や人口減少等の影響で水洗化率の向上が非常に難しくなっている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;">使用料の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">本市には公共下水道事業のほか各種の下水道事業があり、合併以後、使用料の統一が課題となっていたが、ようやく平成22年度に公共下水道事業の使用料体系に合わせるかたちで使用料統一を行ったところである。今後は、下水道事業全体として使用料の適正化を図る必要があるが、今回の使用料統一で、公共下水道事業は据置となったものの、他の下水道事業（農集・漁集等）で30%以上の値上げとなった地域もあり、近々に再度の値上げを実施するのは困難な状況である。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	課 題	定員管理の適正化及び総人件費の抑制	定員管理及び人件費のあり方については、市全体の課題であり、下水道事業単体としての取り組みには限度があるが、事業に伴う人員の適正配置につとめ、総人件費の抑制を図っていく。		課 題	水洗化率の向上	平成21年度決算時点での水洗化率は80.7%で、類団平均83.0%に若干及ばない。個別訪問を行う等普及促進に取り組んでいるが、高齢化や人口減少等の影響で水洗化率の向上が非常に難しくなっている。		課 題	使用料の適正化	本市には公共下水道事業のほか各種の下水道事業があり、合併以後、使用料の統一が課題となっていたが、ようやく平成22年度に公共下水道事業の使用料体系に合わせるかたちで使用料統一を行ったところである。今後は、下水道事業全体として使用料の適正化を図る必要があるが、今回の使用料統一で、公共下水道事業は据置となったものの、他の下水道事業（農集・漁集等）で30%以上の値上げとなった地域もあり、近々に再度の値上げを実施するのは困難な状況である。		課 題		課 題	
課 題	定員管理の適正化及び総人件費の抑制																
定員管理及び人件費のあり方については、市全体の課題であり、下水道事業単体としての取り組みには限度があるが、事業に伴う人員の適正配置につとめ、総人件費の抑制を図っていく。																	
課 題	水洗化率の向上																
平成21年度決算時点での水洗化率は80.7%で、類団平均83.0%に若干及ばない。個別訪問を行う等普及促進に取り組んでいるが、高齢化や人口減少等の影響で水洗化率の向上が非常に難しくなっている。																	
課 題	使用料の適正化																
本市には公共下水道事業のほか各種の下水道事業があり、合併以後、使用料の統一が課題となっていたが、ようやく平成22年度に公共下水道事業の使用料体系に合わせるかたちで使用料統一を行ったところである。今後は、下水道事業全体として使用料の適正化を図る必要があるが、今回の使用料統一で、公共下水道事業は据置となったものの、他の下水道事業（農集・漁集等）で30%以上の値上げとなった地域もあり、近々に再度の値上げを実施するのは困難な状況である。																	
課 題																	
課 題																	
留意事項																	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円, %)

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
資本的収入	1. 企業標準化費	477	474	525	382	265	776	675	718	436	433
	2. 他会計出資	53	19	111	68	130	242	243	255	273	209
	3. 他会計補助金	80	78	70	62	61	63	72	82	93	103
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	195	132	174	79	170	306	289	210	249	216
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	65	55	46	54	23	8	5	3	1	1
	9. その他	2	2	9	12	14	15	15	15	15	15
計	870	760	935	657	663	1,410	1,299	1,283	1,067	977	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額											
(B)											
純計 (A)-(B) (C)	870	760	935	657	663	1,410	1,299	1,283	1,067	977	
1. 建設改良費	823	512	570	261	372	648	675	645	675	645	
うち職員給与	62	55	51	47	36	36	36	36	36	36	
2. 企業債償還金	451	565	627	653	552	1,029	886	900	654	599	
3. 他会計長期借入返還金											
4. 他会計への支出金											
5. その他	4	4	6	6	7	8	8	8	8	8	
計	1,274	1,081	1,203	920	931	1,685	1,569	1,553	1,337	1,252	
(D)	404	321	268	263	268	270	275	270	270	275	
(E)	318	310	257	260	263	270	265	265	265	270	
1. 損益勘定留保資金											
2. 利益剰余金処分額											
3. 繰越工事資金	65										
4. その他	21	11	11	3	5	5	5	5	5	5	
計	404	321	268	263	268	270	275	270	270	275	
(F)											
(E)-(F)											
補てん財源不足額											
他会計借入金現在高											
(G)											
企業債現在高	9,255	9,215	9,153	8,909	8,622	8,369	8,158	7,976	7,758	7,592	
(H)											

(2) 他会計繰入金

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収益的収入	分支分	492	431	415	453	426	417	385	367	352	354
	うち基準内繰入金	281	396	394	399	407	402	370	352	337	339
	うち基準外繰入金	211	35	21	54	19	15	15	15	15	15
資本的収入	分支分	133	97	181	130	191	305	315	337	366	312
	うち基準内繰入金	80	78	70	62	61	63	72	82	93	103
	うち基準外繰入金	53	19	111	68	130	242	243	255	273	209
合計	625	528	596	583	617	722	700	704	718	666	

(単位:百万円)

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率 (%)	59.1	81.5	84.9	89.9	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4
資本費 (円又は%)	353	355	350	367	302	344	332	330	329	298
総収支比率(法適用) (%)	104.4	97.2	96.6	103.8	102.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
経常収支比率(法適用) (%)	104.7	97.4	96.8	103.9	102.5	100.1	100.2	100.2	100.2	100.2
営業収支比率(法適用) (%)	76.0	73.9	76.4	74.6	74.9	71.1	70.1	69.7	69.6	68.6
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	216.1	218.5	219.9	216.3	210.3	214.6	214.6	214.6	214.6	214.6
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
収益的収入分 (%)	65.1	61.2	60.1	63.2	61.4	61.0	59.0	57.9	56.9	57.0
うち基準内繰入金 (%)	37.2	56.3	57.1	55.6	58.6	58.8	56.7	55.5	54.4	54.6
うち基準外繰入金 (%)	27.9	5.0	3.0	7.5	2.7	2.2	2.3	2.4	2.4	2.4
資本的収入分 (%)	15.3	12.8	19.4	19.8	28.8	21.6	24.2	26.3	34.3	31.9
うち基準内繰入金 (%)	9.2	10.3	7.5	9.4	9.2	4.5	5.5	6.4	8.7	10.5
うち基準外繰入金 (%)	6.1	2.5	11.9	10.4	19.6	17.2	18.7	19.9	25.6	21.4

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
  - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
  - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
  - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
  - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100
  - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・ 料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100
      - 1 供給単価 (円 / m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
      - 2 給水原価 (円 / m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
  - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
- ・ 使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100
- 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
  - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	計画期間中の使用料金改定は見込まず、また、当分の間、処理区域の拡大が予定されていないので、有収水量も平成21年度並みで推移するものとした。
2 他会計繰入金の見込み	繰出基準については最大限活用することし、資本的収支については内部留保資金を活用して不足する額を一般会計繰入金とした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成23年度まで終末処理場の水処理施設(3系列目)の増設工事を行い、平成24年度以降、既存の水処理施設(1・2系列目)の改築事業と、新たに鶴岡地区の管渠整備を行う分の事業費見込みを計上した。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるよう記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		<p>「第2期佐伯市行政改革推進プラン」において、平成26年度末の職員数の目標を920人としている。なお、「第1期行革プラン」期間中の職員数は平成17年4月1,233人、平成22年4月1,044人で推移している。公共下水道事業では、平成20年度の職員数12人から、平成21年度に3人、平成22年度にさらに1人の削減を実施し、平成22年4月時点で職員数は8人となっている。</p>
給与のあり方		
給与と構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>「第2期行革プラン」においても、「第1期行革プラン」で実施した施策の継続を基本とし(一般職の給料5%カット、管理職手当20%カット、福祉手当・税務手当の凍結)、あわせて給与構造の見直しを検討する。 なお、地域手当は該当なし。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>該当職員なし。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特別昇給は、人員削減が一定の水準に達したため、平成22年度(平成23年3月)までの適用をもって終了し、平成23年4月から廃止するものとする。</p>
福利厚生事業のあり方		<p>健康保険組合への加入なし。</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>水道事業と下水道事業の組織を統一して事務の効率化に努めており、すでに、終末処理場等の民間委託や、薬品等の共同発注など、経費削減につながる施策を実施している。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>終末処理場及び中継ポンプ場の運転管理については民間委託を実施している。</p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	の課題番号	具体的内容
2		<p>コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>
3		<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p>
		<p>「佐伯市行政改革推進プラン」「経営健全化計画(前回計画)」はHPで公表しており、今回の延長計画についてもHPでの公表を予定している。また、各種財政状況(予算・決算・財政指標等)、職員給与・人事行政の情報も随時、市報やHPで公表している。</p>
		<p>平成20年度に総合計画を策定、これを基本として政策目標達成のための予算を性質や目的ごとに分類し、その分類を「実施計画」と定めることで、施策と事業の体系化を図った。これに基づき、各年度の進捗状況と費用対効果を翌年度に評価する内部システムを運用し、その結果を公表している。現在は、担当部局の自己評価と全市的な方針に基づき総合的・組織横断的な視点での二次評価だけでなく、今後、外部評価の導入について検討を行う予定である。</p>
4		<p>その他</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとして費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果  
主な課題と取組み及び目標

1

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	職員の配置見直しを行う中で、本事業においては平成21年度（3人）、平成22年度（1人）において人員の減を行っている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営効率化による経費の削減や使用料の増収等の改善効果は、まず一般会計繰入金金の削減に向けられるものであり、累積欠損金の早期の解消は困難であるが、その額を増加させないよう取り組むものとする。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	償還元金が毎年度増加しており、これに伴って特に資本的収支における基準外繰入金が増加する見込みである。建設事業も継続中であるため、事業費の削減自体は難しいが、職員配置、事務経費の見直し等を行い、基準外繰入金を抑制していきたい。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組として、に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づき計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめられた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)  
 2. 年度別目標等  
 (4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計		
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)	(当初計画第2年度)	(延長計画3年度)	(延長計画4年度)		(延長計画5年度)	
収入の確保	A 増減 B 増減 C 増減 D 増減 E 増減 F 増減 G 増減 H 増減 I 増減 J 増減 K 増減 L 増減 M 増減	処理区域人口(人)	18,923	19,750	19,858	19,877	19,877	19,877	19,877	19,877	19,877	19,877		
		水洗便所設置人口(人)	14,860	15,335	15,680	16,036	16,036	16,036	16,036	16,036	16,036	16,036		
		水洗化率(%)	78.5	77.6	79.0	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7		
		有収水量(m <sup>3</sup> )	1,829,850	1,869,120	1,821,040	1,845,557	1,845,557	1,845,557	1,845,557	1,845,557	1,845,557	1,845,557		
		使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	146	146	145	145	145	145	145	145	145	145		
		料金改定率(%)												
		収納率(%)	97.2	97.5	97.1	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0		
		その他( )												
		管理運営費(千円)	722,750	713,405	690,273	677,526	683,000	651,000	633,000	618,000	620,000	620,000		
		処理区域人口1人当たりの管理運営費(千円)	38	36	35	34	34	33	32	31	31	31		
		汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	179	171	161	147	147	147	147	147	147	147		
		汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> )	74	82	78	76	79	79	80	81	81	81		
		その他( )												
使用料回収率(%) $(E/K \times 100)$	81.9	84.9	89.9	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4				
費種別当り計画の目標値		219	236	249	263	277								
(実績値)	218.5	219.9	216.3	210.3	214.6	214.6	214.6	214.6	214.6	214.6				
企業債現在高(百万円)	9,215	9,071	8,829	8,471	8,118	7,775	7,976	7,758	7,592	7,592				
使用料収入(百万円)	267	283	287	289	290	291	291	291	291	291				
改善効果額		16	20	22	23	24	24	24	24	24				
有収水量の増加		16	4	2	1	1	1	1	1	1				
使用料の適正化														
収納率の向上														
その他( )														
改善効果額														
管理運営費(百万円)		737	683	651	634	628	628	628	628	628				
うち職員給与を除いたもの		89	93	97	101	105	105	105	105	105				
改善効果額														
職員給与と費の適正化		1	1	1	1	1	1	1	1	1				
維持管理費(上記以外)の適正化														
その他( )														
改善効果額														
当初計画に計上した施策に係る改善効果額 当初計画改善効果額合計 29 <参考> 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金) 0														

